平成２８年度玉村町における障害者就労施設等からの物品等の調達方針

平成２８年４月２２日制定

１　趣旨

玉村町における障害者就労施設等からの物品等の調達方針（以下「本方針」という。）は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成２４年法律第５０号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第９条の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るために策定する。

２　適用範囲

本方針は、玉村町の全ての機関に適用する。

３　障害者就労施設等

本方針に定める障害者就労施設等とは、障害者優先調達推進法第２条第２項から第４項までに規定する次の事業所等とする。

（１）就労継続支援事業所（Ａ型・Ｂ型）

（２）就労移行支援事業所

（３）生活介護事業所

（４）障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る）

（５）地域活動支援センター

（６）障害者の地域における作業活動の場として障害者基本法（昭和４５年法律第８４

号）第１８条第３項の規定により必要な費用の助成を受けている施設（小規模作業所）

（７）障害者優先調達推進法施行令（平成２５年政令第２２号）に基づく事業所

ア　障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和３５年法律第１２３号。以下「障害者雇用促進法」という。）に基づく子会社の事業所（特例子会社）

イ　重度障害者多数雇用事業所（次に掲げる要件の全てを満たす事業所をいう。）

①　障害者の雇用者数が５人以上

②　障害者の割合が従業員の２０％以上

③　雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が３０％

以上

（８）障害者雇用促進法に基づく在宅就業障害者等

ア　自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者（在宅就業障害者）

イ　在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体（在宅就業支援団体）

４　調達の対象品目

町が調達可能な役務及び物品の全てを対象とし、特に調達を推進すべき物品等については、次のとおりとする。

（１）物品

食品類、縫製品等、生活雑貨・小物雑貨、農作物・花苗等

（２）役務

クリーニング、清掃業務、除草作業、軽作業等

５　調達目標

平成２７年度の調達目標額は、平成２６年度に障害者就労施設等から調達した実績額を上回ることを目標とする。

６　調達の推進方法

（１）　健康福祉課は、障害者就労施設等が提供できる物品等について、施設等からの情報をもとに全庁内へ情報提供を行うものとする。

（２）　各課においては、可能な限り障害者就労施設等への発注に努める。

７　調達実績の公表等

年度終了後、障害者就労施設等からの物品等の調達実績を、各課において取りまとめ、健康福祉課に報告する。

健康福祉課は、各部局からの報告を取りまとめ、速やかに町ホームページ等により公表する。